

独立行政法人国立文化財機構業務方法書 新旧対照表

(主務府省：文部科学省)

業務方法書（変更後）	業務方法書（変更前）	備考（理由）
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 業務 (博物館の設置)</p> <p>第三条 機構が設置する博物館（以下「各博物館」という。）は、次に掲げるものとする。 一～四 (略)</p> <p>五 皇居三の丸尚蔵館 イ 皇居三の丸尚蔵館 (略)</p> <p>(業務委託の基準)</p> <p>第十七条 機構は、第三条及び第五条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。 (略)</p> <p>第3章 第二十二條～二十八條 (略)</p> <p>第二十九條 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備し、同規程には、以下の事項を定めるものとする。 一 (略) 二 個人情報保護に関する事項 イ 個人情報保護に係る点検活動の実施 ロ 「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 業務 (博物館の設置)</p> <p>第三条 機構が設置する博物館（以下「各博物館」という。）は、次に掲げるものとする。 一～四 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(業務委託の基準)</p> <p>第十七条 機構は、第三条及び第五条から前条までの業務について、当該業務が確実実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。 (略)</p> <p>第3章 第二十二條～二十八條 (略)</p> <p>第二十九條 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備し、同規程には、以下の事項を定めるものとする。 一 (略) 二 個人情報保護に関する事項 イ 個人情報保護に係る点検活動の実施 ロ <u>「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」</u>の遵守</p>	<p>・皇居三の丸尚蔵館の設置に伴うもの</p> <p>・脱字の訂正</p> <p>・順守すべき指針の変更に伴う改正</p>